法人税法施行令第百十六条の二第四項	生じた第五十七条第一項	生じた同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項		
法人税法施行令第百十六条の三	の第百十二条第九項中	〉に	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第九項の同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第九項中	〉又は個別欠損金額に
法人税法施行令第百十七条の二	法第五十九条第一項	同項に規定する個別欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項	個別欠損金額
法人税法施行令第百十七条の二第一号	法第五十九条第二項（	同項に規定する個別欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項（	個別欠損金額
法人税法施行令第百十七条の二第二号	法第五十七条第一項	同項に規定する個別欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項	個別欠損金額
法人税法施行令第百十八条第一号	法第五十九条第三項	同項に規定する個別欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項	個別欠損金額
法人税法施行令第百十八条第二号	法第五十七条第一項	同項に規定する個別欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項	個別欠損金額
法人税法施行令第百五十五条の二第一項	（法第五十九条第二項	法第五十九条第二項に規定する	（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項	（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する
法人税法施行令第百五十五条の二第一項第一号	法第五十九条第二項	法第五十九条第二項に規定する	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する
法人税法施行令第百五十五条の二第一項第一号イ	第百十七条の二第一号	第百十七条の二第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十七条の二第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十七条の二第一項
法人税法施行令第百五十五条の二第一項第一号ロ	法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額	法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額

法人税法施行令第百五十五条の二第一項第二号	法第五十九条第二項に規定する	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する
	法第八十一条の九第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項
	法第五十九条第二項及び	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び
法人税法施行令第百五十五条の二第二項	法第五十九条第三項に係る	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る
	法第八十一条の九第一項又は第五十八条第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により当該事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により当該事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額
	法第五十九条第三項及び	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び

第二十条の三第三項中「七年」を「九年」に、「次項」を「前項」に改め、同条第四項中「第百十二条第十項から第十二項まで」を「第百十二条第十一項から第十三項まで」に改める。

第二十一条第一項中「七年」を「九年」に改める。

第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の四とし、第二十一条の六から第二十一条の八までを一条ずつ繰り上げる。

第二十一条の九第一項中「第二十一条の五」を「第二十一条の四」に改め、同条を第二十一条の八とする。

第二十四条の六第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の五の二第五項」、「、第四十二条の七第七項」、「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

第二十四条の七第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第二十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第三十五条を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十五条の三を第三十五条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の二の二　法第七十二条の四十九の五第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　総務省指定職員は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。